

広報ひだかシリーズ連載企画への

ご協力のお願について

- 1 目的 空き家対策（予防、活用、除却）の観点から、広報ひだかを通じた啓発活動を行う。
- 2 実施主体 日高市空家等対策協議会委員（10名）
- 3 期間 令和4年2月号から11月号までの全10回
- 4 分量 2段組み（広報紙の1ページの半分）
750字前後、イラスト、写真等の使用可（文字数減）
- 5 タイトル （仮称）「シリーズ“どうする？「空き家」”」
～我が家を空き家にしないために～
- 6 各テーマ 各委員の専門分野に関連した空き家対策に関連する記事を毎月、交代で掲載する。
- 7 記載事項 日高市空家等対策協議会委員（委員氏名）（所属／会社名）
Ex：日高空子（埼玉〇〇協会／株式会社ひだか建築）
- 8 その他
 - （1）〆切 前々月15日
 - （2）校正 2回（都市計画課校正1回、市政情報課校正1回）
 - （3）次にかかるものは掲載できません。
 - ア 公共性、公益性を損なうおそれがあるもの
 - イ 宗教的活動、政治的活動とみなされるもの
 - ウ 営利目的の宣伝や広告活動とみなされるもの
 - エ 市民を対象としていないもの
 - オ その他、掲載することが不相当と思われるもの

《イメージ案》

回数	発行月	観点	委員名	テーマ例	締め切り
第1回	R 4. 2月号	予防	下村委員	空き家を放っておくとどうなる。 +民法 233 条 (枝の切除)	12 / 15
第2回	R 4. 3月号	予防	三角委員	空き家の管理ポイント (適正管理のポイント) “自分でできる空き家管理” “近所に迷惑をかけないための適正管理チェックポイント”	1 / 17
第3回	R 4. 4月号	予防	齋藤委員	空き家をどのような管理するか① ・空き家の持ち主応援隊のPR	2 / 15
第4回	R 4. 5月号	予防	釜須委員	空き家をどのように管理するか② ・空き家の持ち主応援隊の事例紹介	3 / 15
第5回	R 4. 6月号	活用	横手委員	空き家・空き地バンクに登録しませんか。	4 / 15
第6回	R 4. 7月号	予防	皆川委員	もしもの時に備えよう ・相続のことについて考えておこう。相続おしかけ講座を活用しませんか。	5 / 16
第7回	R 4. 8月号	予防	池田委員	相続登記の義務化、遺言、家族信託など	6 / 15
第8回	R 4. 9月号	活用	橋口委員	空き家の活用① (拠点を探しています) (リバースモーゲージのPR)	7 / 15
第9回	R 4. 10月号	活用	後藤委員	空き家の活用② (空き家をまちづくりに生かす)	8 / 15
第10回	R 4. 11月号	予防	潮田委員	空き家をつくらない (日頃からの地域の繋がり)	9 / 15